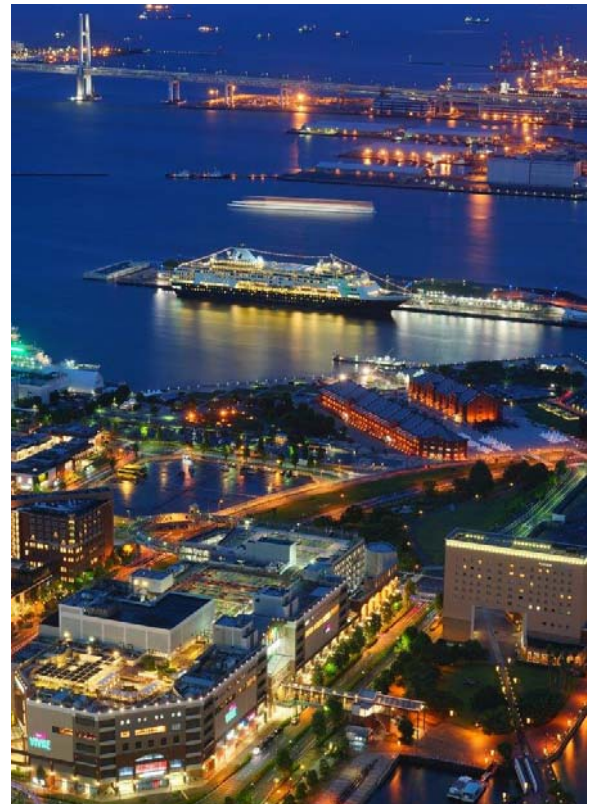


国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：ラグビーワールドカップ 2019™ 横浜開催（2019年9月～11月） 日本代表対スコットランド代表（10月13日）
左下：第7回アフリカ開発会議（TICAD7）横浜開催（2019年8月28日～30日）
右：横浜港（横浜港客船フォトコンテスト 2019 入賞作品）

令和元年 11 月
横 浜 市



提案・要望項目

1. 文化芸術立国の先導的役割を担う新たな劇場の実現	1
2. 都市の持続的な発展に資する美術館・音楽堂等の機能強化	3
3. 官民連携によるイノベーション都市・横浜の推進	5
4. 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請	7
5. 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援	9
6. 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援	11
7. 総合的な依存症対策の充実にに向けた支援	13
8. 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援	15
9. 台風被害を踏まえた「国土強靱化地域計画」の推進に向けた支援の充実	17
10. 国際競争力・防災力強化に向けた高速道路、国道及び幹線道路の整備推進	19
11. 道路・河川における防災・安全対策及び連続立体交差事業関連の推進	21
12. 横浜港の台風被害からの早期復旧と安全・安心な港づくり	23
13. 横浜港の物流機能強化	25
14. ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出	27
【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	29

文化芸術立国の先導的役割を担う新たな劇場の実現

文部科学省、国土交通省

- 1 新たな劇場の国家プロジェクト的事業としての整備及び活力ある運営に向けた制度の創設
- 2 劇場への多様な支援を統合した総合的支援制度の創設

現状・課題

国

- 「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 3 月閣議決定）では、文化芸術が持つ本質的価値に加えて、社会的・経済的価値を活かして、「文化芸術立国」を目指すことが掲げられている。「骨太の方針 2019」「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月閣議決定）でも、「文化芸術立国」の実現は、我が国の持続可能な発展の根幹をなす重要政策として位置付け。
- 文化芸術立国の実現は、新たな令和の時代をけん引する取組として、国と地方の連携により推進すべきであるが、国の文化関係の予算は先進諸外国と比べ少なく、民間企業からの支援も不十分。特に、その中核をなす劇場は、整備・運営の補助制度が限定的であることが課題。

横浜市

- 「文化芸術創造都市」としての取組を更に推進するために、条例に基づく市長の附属機関として「横浜市新たな劇場整備検討委員会」を設置し、オペラ・バレエなどの本格的な舞台芸術を日常的に上演する、新たな劇場整備の検討を進めている。
- 横浜港に近接する新たな劇場は、文化芸術のグローバル化を視野にアジアの拠点となり、観光振興・インバウンド誘客、まちづくりの推進、経済活性化などに相乗効果をもたらすことを目指す。
- 文化芸術は、東京への一極集中が顕著。鑑賞機会の充実や、多様性に富んだ「文化芸術立国」の実現のみならず、都市再生や地方創生の観点からも、適正な分散が課題。



文化芸術政策を成長戦略として、国と地方が一体で強力で推進することが必要

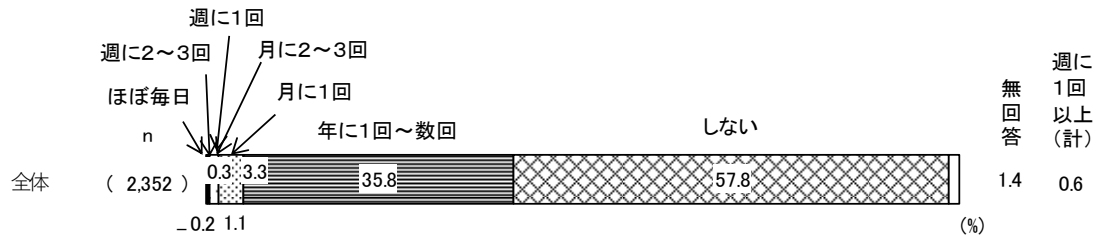
- 文化芸術政策を、都市・観光・教育・経済産業等との統合的施策として位置付け、成長戦略として国と地方自治体が一体で強力で推進することが必要。
- 本格的な劇場の整備と活力ある運営を、成長戦略の中核的役割を果たす拠点として、積極的に推進することが必要。

提案・要望内容

- 1 文化芸術による成長戦略の中核を担う新たな劇場について、「国家戦略劇場（仮称）」として位置付けるなど、**国家プロジェクト的事業として整備し、活力ある運営を推進するための制度の創設**
- 2 新たな劇場について、文化芸術と社会・経済等との統合的施策の拠点としての機能強化を図るため、**地方自治体や劇場による実演団体の活性化、国際交流としての海外公演招致、民間企業による支援や寄付を誘導するしくみづくりなどの総合的支援制度の創設**

参考1 観劇やコンサートに行く頻度・外出先（平成30年度 横浜市民意識調査）

観劇やコンサートに行く頻度



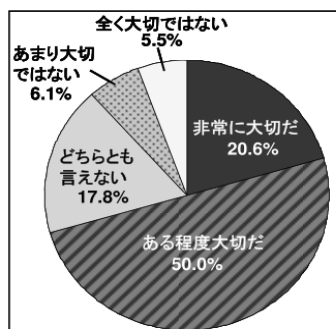
観劇やコンサートのための外出先



参考2 文化芸術に対する意識調査結果（平成24年12月 横浜市）

1) 文化芸術に対する考え

横浜市居住者のうち約7割^{*}が「文化芸術を体験することや行うことは大切だ」と考えています。（※「非常に大切だ」「ある程度大切だ」の合計）



〈文化芸術に対する考え(横浜市)〉

〈文化芸術に対する考え〉

カテゴリー名	(%)		
	横浜市	神奈川県	東京都
非常に大切だ	20.6	22.6	25.7
ある程度大切だ	50.0	39.7	44.2
どちらとも言えない	17.8	21.1	21.4
あまり大切ではない	6.1	10.2	6.4
全く大切ではない	5.5	6.4	2.3

都市の持続的な発展に資する美術館・音楽堂等の機能強化

文部科学省

- 1 まちづくり・観光振興に貢献する美術館・音楽堂等の機能強化のための施設改修への補助制度の創設
- 2 全ての人々が身近な地域で質の高い文化芸術に親しめる環境整備への支援の拡充

現状・課題

国

- 「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術施設を拠点とした文化資源の好循環の創出や、子どもや障害者等の文化芸術活動による地域活性化の取組を推進。
- 美術館や音楽堂等の文化芸術施設は、全国的に1980年代から1990年代に集中して建設されており、近年、多くの施設で老朽化した設備機器の更新時期を迎えている。

横浜市

- 「文化芸術創造都市」を掲げ、文化芸術が持つ、感動や共感を生む力、新たな価値を生み出す創造性を生かして、文化芸術振興・観光振興等のソフト施策と、まちづくり等のハード施策を一体的に推進。また、「SDGs（持続可能な開発目標）未来都市」として、文化芸術振興を持続可能で多様性と包摂性のある都市の実現に向けた取組に位置付け。
- 横浜美術館や横浜みなとみらいホールは、横浜トリエンナーレ、横浜音祭りなどの芸術フェスティバルや、市民の文化芸術活動の拠点となっており、今後、インバウンド対応に向けてバリアフリー化・多言語化・展示機能の改修を実施予定。



美術館・音楽堂等の機能強化や、身近な地域で文化芸術に親しめる機会の充実が必要

- 「文化芸術立国」や「文化芸術創造都市」の更なる推進に向けては、美術館・音楽堂等の大規模改修にあたって、質の高い展示・公開環境の維持・向上に加え、インバウンドを含む観光振興、次世代育成、社会包摂など、都市の持続的な発展に資する機能強化を図ることが必要。
- 身近な地域においても、厳しい経済状況にある子どもや、病院・高齢者施設等に入所し外出が難しい方なども含め、全ての人々が質の高い文化芸術に親しめる機会の充実を図り、文化芸術による次世代育成や社会包摂の取組を推進することが必要。

提案・要望内容

- 1 観光客をはじめとした来街者への良質な展示・公開環境の整備、災害対策等の施設の強靱化、バリアフリー対応、多言語対応など、文化芸術拠点として、まちづくり・観光振興の発展に貢献する美術館・音楽堂等の機能強化のための施設改修への補助制度の創設
- 2 授業の一環としての一流の舞台芸術等の鑑賞体験、小中学校・病院・高齢者施設等の地域施設への著名なアーティストの派遣、それらの活動を支えるアーティストやコーディネーターへの支援など、全ての人々が身近な地域で質の高い文化芸術に親しめる環境整備への支援の拡充

参考1 国における「文化芸術立国」の推進

骨太の方針2019（令和元年6月閣議決定）（抜粋）

【③ 文化芸術立国の実現】

文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化産業の経済規模の拡大、民間資金・先端技術の活用を推進する。…（略）…国立文化施設の機能強化、アート市場の活性化など、文化施設を拠点とした文化資源の好循環創出に民間や地方と連携して取り組む。子供や障害者等の文化芸術活動の推進、…（略）…等により地域活性化を進める。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月閣議決定）（抜粋）

【iii-② 文化芸術資源を核とした地域活性化】

地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、学校や地域における芸術教育を推進するとともに、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会がより充実するよう取組を推進する。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

参考2 横浜美術館、横浜みなとみらいホール



横浜美術館 外観
(1988年竣工)



横浜美術館での夜間の開館延長
(NIGHT SYNC YOKOHAMA※
の特別演出にも参加)



みなとみらいホール 大ホール
(1997年竣工)

※ NIGHT SYNC YOKOHAMA（ナイト・シンク・ヨコハマ）

- ・街の回遊性を高め、横浜のナイトタイムエコノミーの活性化を図るため、イルミネーションと先端技術を活用して、都市的スケールの光をシンクロさせるアートプログラムを展開
- ・みなとみらい地区周辺で、令和元年11月1日から12月27日まで開催
- ・文化庁「令和元年度日本泊を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」助成事業
- ・横浜美術館では、夜間開館にあわせ照明装置を新設し、10分間の特別演出に参加



参考3 横浜市における舞台芸術等体験事業

子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、小学生を対象に、授業の一環としてプロのオーケストラやミュージカル、バレエの鑑賞を実施



バレエ鑑賞
東京バレエ団「ドン・キホーテの夢」



ミュージカル鑑賞
劇団四季「魔法をすてたマジョリン」



オーケストラ鑑賞
神奈川フィルハーモニー管弦楽団

提案の担当 / 文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課長
文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課修繕担当課長

野田 日文 TEL 045-671-3703
新谷 雄一 TEL 045-671-4376

官民連携によるイノベーション都市・横浜の推進

内閣府、経済産業省、法務省

- 1 官民連携による街ぐるみのイノベーション創出への支援の拡充
- 2 外国人による起業環境の一層の充実に向けた支援

現状・課題

国

- 新たなビジネスモデルによって成長を目指す「スタートアップ企業」の育成に関して、日本は、諸外国と比べてベンチャーキャピタル等による投資額が少なく、「ユニコーン」と呼ばれる成長企業は、世界の310社のうち日本は1社のみ。
- シリコンバレーや深圳など、世界有数の成長企業が都市から輩出されていることを踏まえ、国では、諸外国と伍する拠点都市の形成に向けた取組を推進。また、「国家戦略特区制度によるスタートアップビザ制度の創設」（平成27年）、「スタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）の創設」（平成31年）など、世界の起業家から選ばれる環境整備を推進。

横浜市

- 市長が、街ぐるみで人材交流やビジネス創出などに取り組む「イノベーション都市・横浜」を宣言（平成31年1月）。その後、研究開発拠点の集積が進む、みなとみらい21地区において、エリアマネジメント団体や民間企業グループ等の連携による「MINATO MIRAI 21 Activation Program（略称MAP）」が開始されるなど、民間企業による取組に波及。
- 関内地区へのベンチャー企業成長支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」の開設（令和元年10月）、ロゴマークを活用した民間企業・大学・行政等の連携による支援体制の構築、CONNECT・WeWork・LINK-J等の国内外のスタートアップ支援機関やアクセラレータとの連携など、行政による取組を積極的に推進。



国内外の人材・企業・大学等がつながり、新たなビジネスを生み出す、拠点都市の形成が必要

- ユニコーン企業の創出には、国内外のイノベーションを志向する人材の活躍や、企業・大学等のつながりなど、新たなビジネスを生み出す世界的な拠点都市の形成が必要。起業家育成プログラムの実施、新ビジネスの創出、国内外からの企業や投資の呼び込み、ビジネスエリアの活性化などの効果的な推進には、国やジェトロと地方自治体による一体的な取組が不可欠。
- 特区によるスタートアップビザ制度で対象とならない、留学生による起業や、より長い準備期間の認定など、外国人が起業しやすい環境の整備に向けた更なる取組が必要。

提案・要望内容

- 1 令和2年度概算要求での新規事業である「スタートアップ・エコシステム拠点都市形成事業」の確実な予算化など、官民連携による街ぐるみのイノベーション創出に向けた地方自治体による取組への支援の拡充
- 2 外国人起業活動促進事業の横浜市での活用に向けた支援など、外国人による起業環境の一層の充実に向けた支援

参考 「イノベーション都市・横浜」について

■ 急速に研究開発拠点等の集積が進む「みなとみらい21地区」とベンチャー企業の進出が進む「関内地区」

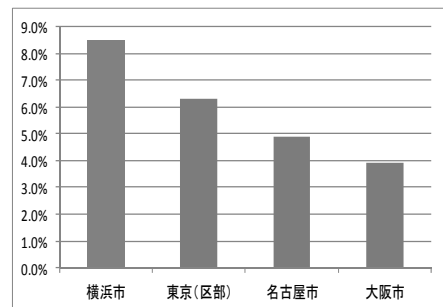


■ 横浜市における研究者・技術者の集積（国内3大都市との比較）

	横浜市	東京区部	名古屋市	大阪市
就業者総数	1,672,220	3,977,290	1,085,130	1,114,640
研究者・技術者	141,350	251,080	53,040	43,480

(平成27年国勢調査)

研究者・技術者の割合



■ 「イノベーション都市・横浜」宣言（平成31年1月）

市長が、企業・大学等との連携により、街ぐるみでイノベーション人材交流やビジネス創出などに挑戦する「イノベーション都市・横浜」を宣言。「ヨコハマ・クロスオーバー YOXO」の旗印のもとに、企業・団体・個人のつながりが広がっている。

■ ベンチャー企業成長支援拠点「YOXO BOX」利用イメージ

- ・ 起業志望者、ベンチャー企業等を対象とした成長支援プログラムのメンタリング、打合せ
- ・ ベンチャー支援の専門家が常駐する支援窓口での個別相談
- ・ イノベーション創出のための交流・ビジネスイベント



YOXO
よ く ぞ
YOKOHAMA CROSS OVER



旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請

農林水産省、国土交通省

国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催に向けた継続検討

現状・課題

国

- 平成 26 年、花きの振興に関する法律が制定され、花き産業及び花き文化の振興、花きの需要の増進（博覧会の開催等含む）等について、基本方針を策定（平成 27 年）。
- 国際園芸博覧会の開催に関する国としての政策的意義や、横浜市で開催する国際園芸博覧会の方向性等について検討を行う「国際園芸博覧会検討会」を設置（令和元年 8 月）。

横浜市

- 国連 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、観光立国や地方創生・経済活性化の推進、旧上瀬谷通信施設の活性化による圏域振興等を図るため、国際園芸博覧会（A1 クラス）の招致を推進。
- 「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ、市民・企業等の皆様から御意見をいただき、「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定（平成 30 年 3 月）。
- 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立（令和元年 5 月）。
- 国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（AIPH）へ 2027 年横浜開催の申請、承認（令和元年 9 月）。
- AIPH の承認を受け、今後、国際園芸博覧会の開催に向けた内容の具体化検討、機運醸成のための広報が必要。



国家的プロジェクトとなる国際園芸博覧会（A1 クラス）の開催に向け、国との連携が必要

- 正式に AIPH の国際園芸博覧会（A1 クラス）として位置づけられるために、政府サポートレター*が必要。
※ 国際園芸博覧会規則に定める A1 クラスの博覧会にのみ求められる書類で、当該国の政府の支持に関する確認書

提案・要望内容

- 国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催に向けた継続検討

参考1 開催申請書 日本語訳版 (抜粋)

- (1) 名称 2027年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
- (2) クラス A1
- (3) 開催場所 横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
- (4) 開催期間 2027年3月～9月
- (5) 入場者数(見込) 来場者数1,500万人以上
- (6) メインテーマ



参考2 旧上瀬谷通信施設について

平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



開催場所(旧上瀬谷通信施設)・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

参考3 今後の予定

<招致スケジュール>

年度	これまでの経緯と想定される主な取組
2016	招致検討(基本的な考え方の作成など)
2017	検討組織の設置、基本構想案の策定
2018	国への招致要請、政府での検討開始
2019	国際園芸家協会(AIPH)に園芸博開催申請・承認
2020 ～ 2026	博覧会国際事務局(BIE)に園芸博開催申請・承認 博覧会協会設立 閣議決定、BIEに園芸博認定申請・承認 会場計画・整備、参加招聘 プレイベントなど
2027	園芸博の開催

<国際博覧会の開催予定>

年度	国際園芸博覧会 国際博覧会(認定博)	国際博覧会 (登録博)
2015		ミラノ万博
2016	トルコ: アンタルヤ	
2019	中国: 北京	
2020		ドバイ万博
2021	カタール: ドーハ	
2022	オランダ: アルメール	
2024	ポーランド: ウッチ	
2025		大阪・関西万博
2027	横浜開催	

郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 国有地の早期処分に向けた迅速な対応と処分条件の特段の配慮
- 2 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施に向けた規制緩和と財政支援
- 3 道路・新たな交通・公園・農業基盤・防災機能等の整備への財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、防衛省で国有地の土壌汚染調査や権利関係等の整理を実施中。
- 国際園芸博覧会開催に関する国としての政策的意義等についての検討会を設置（令和元年 8 月）。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正案を今国会に提出（令和元年 10 月）。

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域となっている。民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 国際園芸家協会年次総会で、横浜市が 2027 年開催を申請し、承認された（令和元年 9 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、新たな交通など基盤整備の検討を進めている。



国際園芸博覧会の開催や地権者の生活再建のために、早期にまちづくりを進めることが必要

- まちづくりを進めるにあたり、返還された国有地は、早期に処分を実現することが必要。
- 戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、市の財政負担の軽減を図ることが必要。
- 将来の土地利用に必要な基盤や施設等の整備を行い、早期にまちづくりを進めることが必要。

市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施のための規制緩和の早期実現が必要

- 農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、土地の整序と基盤整備を一体的に進めていくために、横浜市が主体となって土地区画整理事業を推進していくことが必要。

提案・要望内容

- 1 返還された国有地の処分にあたっては、早期処分の実現に向け、土壌汚染調査や権利関係等の整理を迅速かつ適切に進めるとともに、長年にわたる地元負担を踏まえ、市の財政負担の軽減を図るため、国有地の処分条件の特段の配慮をすること。
- 2 市施行による土地区画整理事業を市街化調整区域内で実施可能とする規制緩和の早期実現と、着実な事業推進に向けた財政支援を行うこと。
- 3 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・公園・農業基盤・防災機能等の整備に対して財政支援を行うこと。

参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地、国有地、市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。

- 総面積 242.2ha
 - ・民有地 110.0ha (45.4%)
 - ・国有地 109.5ha (45.2%)
 - ・市有地 22.7ha (9.4%)
- 地権者数 約250名



- 接收以降の経緯
 - ・昭和26年3月 米軍が接收
 - ・平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
 - ・平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
 - ・平成30年5月 市と協議会による「旧上瀬谷通信施設 土地利用基本計画(素案)」公表
 - ・平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案

参考2 まちづくりの方向性

- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域であることから、次世代に向けた「都市農業の振興」と、広域交通ネットワークを生かした「都市的土地利用」を基本に、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指したまちづくりを進めていく。
- ・まちづくりの起爆剤として、2027年に国際園芸博覧会の招致を進めている。



米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援

財務省、防衛省

- 1 早期の跡地利用に向けた原状回復作業の迅速な実施
- 2 地権者等への国によるきめ細かな対応と説明機会の確保
- 3 長年にわたる地元負担を踏まえた国有地処分における特段の配慮
- 4 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

現状・課題

国

- 米軍根岸住宅地区の返還については、平成 30 年 11 月の日米合同委員会において、「土地所有者の方々に早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、同地区の共同使用について、日米間で協議を開始」することが合意。
- 返還時期は、この作業の進捗に応じて日米間で協議することとなり、現在は未定。

横浜市

- 平成 16 年の日米合同委員会による返還方針の合意以降、平成 24 年に民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が発足し、平成 29 年に「まちづくり基本計画（協議会案）」を策定。
- 令和元年 6 月、横浜市が「根岸住宅地区跡地利用基本計画 まちづくりの方向性」、同年 9 月、「根岸住宅地区跡地利用基本計画 基本的考え方」を公表。
- 返還後、地代が途絶える地権者や、生活に大きな影響を受ける周辺住民の不安解消のため、跡地利用の指針となる「跡地利用基本計画」の早期策定に向けて検討を加速。



早期の跡地利用のため、迅速な原状回復作業と、残存擁壁等の適正管理が必要

- 跡地利用を円滑に進めるため、返還時期に関わらず、土壌汚染や埋蔵文化財の調査、国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業を早期に終了することが必要。
- 原状回復作業後の跡地利用に向けて、地区の約 3 分の 2 を占める国有地については、今後策定される「跡地利用基本計画」に沿った処分が行われること、また、残存される擁壁等は、将来にわたり機能が維持されるよう、国による適正管理が行われることが必要。

提案・要望内容

- 1 早期の跡地利用に向け、迅速な原状回復作業を実施するとともに、その内容及び工程について、横浜市を含む関係機関と十分な調整を行うこと。
- 2 原状回復作業について、民有地の地権者の要望を聞きながら丁寧な説明を行うとともに、周辺の中区・南区・磯子区への情報提供や、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への細かな説明を行うこと。また、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯に対しても、十分な説明と生活環境維持のための一層の配慮を行うこと。
- 3 国有地の処分にあたっては、長年にわたる地元負担を踏まえ、横浜市の財政負担の軽減を図るため、国有地の処分条件に特段の配慮を行うこと。
- 4 国が整備した擁壁については、将来にわたり機能が維持されるよう適正な管理を行うこと。

参考1 根岸住宅地区の概要

■ 面積

- ・ 国有地：約 27.3 ha (63.5%)
- ・ 民有地：約 15.6 ha (36.4%)
- ・ 市有地：約 0.03ha (0.1%)
- ・ 合計：約 42.9 ha

■ 民有地の地権者数 約 180 人



■ 主な地域地区等 第1種低層住居専用地域、第1種高度地区、第3種風致地区

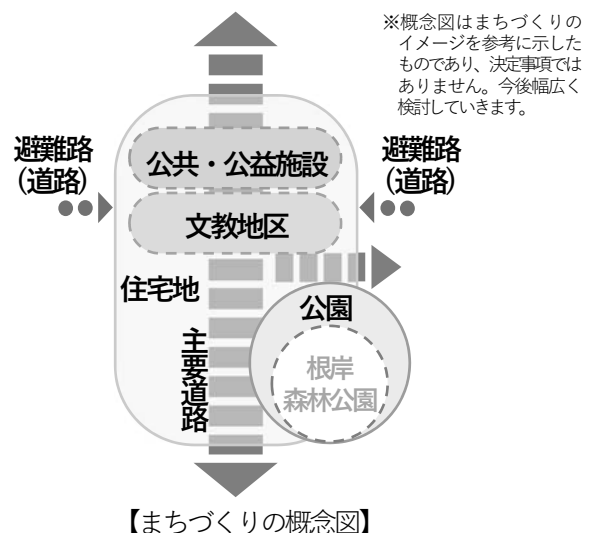
■ 接収以降の経緯

- ・ 昭和 22 年 10 月 農耕地域（野菜畑など民有地）が、X住宅地区として接収
- ・ 平成 16 年 10 月 日米合同委員会において、返還の方針を合意
- ・ 平成 27 年 12 月 米軍人、軍属及びその家族等の米軍関係居住者がすべて退去
- ・ 平成 30 年 11 月 日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することを合意

参考2 まちづくりのイメージ

民有地の地権者が取りまとめた「まちづくり基本計画（協議会案）」を踏まえ、本市を取り巻く状況や根岸住宅地区が抱える課題等に鑑みて、都心部周辺地区が持つ高いポテンシャルも加味し、民間の意見やノウハウを取り入れながらまちづくりを検討中。

良好な居住環境の形成を図りながら、文教地区としての土地利用や、公共・公益施設の誘致検討のほか、アクセス性の向上や、根岸森林公園との一体利用による公園の魅力向上、広域避難場所の機能継続等を目指す。



■ まちづくり検討の経過

- ・ 平成 22 年 3 月 民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立
- ・ 平成 24 年 3 月 民有地の地権者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行
- ・ 平成 29 年 5 月 「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画(協議会案)」を取りまとめ
- ・ 令和 元年 6 月 跡地利用基本計画の策定に向け、第一段階として「まちづくりの方向性」を取りまとめ
- ・ 令和 元年 9 月 跡地利用基本計画の策定に向け、第二段階として「基本的考え方」を取りまとめ

総合的な依存症対策の充実に向けた支援

厚生労働省

- 1 総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充
- 2 国による医療人材の育成・確保、専門的医療の確立
- 3 国と地方自治体による調査の実施にあたっての連携強化

現状・課題

国

- アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策については、アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年施行）やギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年施行）を踏まえ、国の基本計画が策定されたほか、依存症対策総合支援事業により、都道府県・指定都市における医療・相談支援体制の整備、関係機関の連携体制の構築、民間団体への支援など、国と地方が一体となった取組が進められている。
- 実態調査については、ギャンブル等依存症対策推進基本計画において、国内の疫学調査（平成 29 年度）の継続的な実施などに取り組むとされている。

横浜市

- これまでも依存症の当事者や家族の支援に取り組んできたが、近年、専門相談や回復プログラムを開始するなど、総合的な依存症対策の充実を進めている。
- ゲーム障害等の新たな依存への関心の高まりなど、対策の更なる充実が求められる中、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」では、依存症対策を主な施策の一つに掲げている。
- 今後、対策の更なる充実に向けて、市内の依存症者の状況を把握するための調査を実施予定。



地域の実情に応じた施策展開や地域の基盤強化が必要

- 不安や焦りなどからの解放感による「孤独の病気」、自ら問題を認められない「否認の病気」、家族の疲弊などの特性から、早期回復・再発予防には、相談・治療体制だけでなく、当事者や家族どうしの支え合いなど、身近な地域での総合的な依存症対策の充実が不可欠。
- 横浜市内では、民間団体による支援が早くから行われており、その数も多いが、地域の民間団体や関係機関の間での連携・協力関係を構築し、地域における支援の基盤を強化していくには、様々な支援の特徴がある団体をつなぐことのできる経験や力量を持つ職員が必要。
- 横浜市内では、依存症治療に取り組む医療機関は必ずしも多くなく、専門医療機関や専門医の増加に向けて、国とともに取り組むことが必要。
- 身近な地域での総合的な依存症対策の充実には、各地方自治体の相談支援等における相談内容の分析や、利用者・支援者等へのアンケートなど、地域の実情をきめ細かく把握するための調査が必要。また、各地方自治体の調査結果を全国で比較できるようにしていくことや、ギャンブルだけでなくアルコール・薬物も含めた幅広い分野の調査も必要。

提案・要望内容

- 1 地域における総合的な依存症対策の充実に向けて、国と地方が一体となって取組を推進するため、地方自治体が行う新たな施策への柔軟な対応や、地域における支援基盤の強化に必要な人的負担を考慮し、**依存症対策総合支援事業の必要な事業費の確保**とともに、**対象経費の拡充や国庫補助割合の引上げなど、総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充**を図ること。
- 2 依存症を専門とする医師等の**医療人材の育成・確保**とともに、診療実績が少ないギャンブル等依存症などの**専門的な医療の確立や診療報酬の拡充を早期に実施**すること。
- 3 地域の実情のきめ細かな把握とともに、各地方自治体による調査の全国比較や、アルコール・薬物・ギャンブル等の幅広い分野の実態把握が行えるよう、**来年度実施予定の国の実態調査や、地方自治体による調査の実施にあたって、調査項目等の整理、調査結果の共有、国の専門的な知見の提供などにおいて、国と地方の連携**を図ること。

参考1 国の「依存症対策総合支援事業」

- 実施主体：都道府県及び指定都市
- 事業内容：相談支援、人材育成、普及啓発、回復支援、家族支援等
- 国庫補助率：1/2

参考2 横浜市における総合的な依存症対策



台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援

内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- 1 被災者の生活再建への支援
- 2 商工業や農業の復興に向けた支援
- 3 文化財の修復に対する支援

現状・課題

国

- 今年9月の台風第15号の被害に対して、横浜市からの緊急要望に迅速に対応していただいた。また、10月の台風第19号を受け、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを策定。

横浜市

- 台風第15号では、記録的な暴風・波浪・大雨等により、臨海部での護岸・道路等の損壊のほか、浸水・強風による約490事業所の被害や、約6万軒の停電、約1,400件の住宅被害、がけ崩れ、冠水などが発生。その後の台風第19号でも、多くの住宅、道路等が被害を受けた。近年、横浜市を含め、日本各地で甚大な被害をもたらす風水害等の自然災害が頻発している。



国と地方が一体となった総合的な支援策の充実・深化が必要

- 国による迅速な支援を受け、横浜市での被災者の復旧・復興に向けた取組は、緒に就いたところ。今後、被災者の生活・生業の再建を果たすとともに、将来の災害への備えの強化を図るには、今回の一連の災害の経験を踏まえ、既存の支援制度の見直しを含め、国と地方が一体となって、総合的な支援策の更なる充実・深化を図ることが必要。

提案・要望内容

- 1-(1) 「被災者生活再建支援法」による支援金の支給について、支援対象とならない「半壊」以下の住宅被害が多く発生していることから、被災者に寄り添った支援として、対象を「全壊」、「大規模半壊」等に限定せず、解体を伴わない「半壊」、「一部損壊」まで拡大すること。
- 1-(2) 被災者の生活再建に必要な各種支援制度の実施にあたっては、今夏から秋にかけての度重なる暴風・波浪・大雨等の災害を一連のものとして支援すること。

- 2-(1) 商工業者に対する台風第15号への支援について、セーフティネット保証4号の指定期間の延長や、追加の予算措置への特段の配慮とともに、被災企業の十分な復旧作業期間を見込むため、年度を超えた執行を可能とすること。また、今後災害が発生した際にも、被災を理由とした事業廃止等を招かないよう、特に小規模企業・中小企業の円滑な事業再開に向けた設備の復旧に対する支援等、地方自治体と連携した迅速かつ柔軟な措置を講じること。
- 2-(2) 農業者に対する支援について、今回の被災により営農の意欲の減退につながらないように、営農の再開に向け、十分な復旧作業期間を見込み、年度を超えた執行を可能とするなど、被災した農業用施設等の復旧等に必要な支援を農業者の状況を踏まえて確実にすること。
- 3 観光資源としても重要な文化財の被害に対して、修復に向けた早急な財政措置を講じること。

参考 台風第15号・第19号での被災等の状況



住宅の損壊（磯子区）



波によって壁面が大破した社屋（金沢区）



ビニールハウス全壊（戸塚区）



三溪園・旧燈明寺三重塔（重要文化財）の破損（中区）

提案の担当 /	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長	大濱 宏之	TEL 045-671-3994
	建築局住宅部住宅政策課長	松本 光司	TEL 045-671-2917
	経済局中小企業振興部ものづくり支援課長	高柳 友紀	TEL 045-671-3839
	経済局中小企業振興部金融課長	長谷川 政男	TEL 045-671-2586
	環境創造局みどりアップ推進部農業振興課長	綿貫 理	TEL 045-671-2606
	文化観光局観光 MICE 振興部観光振興課長	永井 由香	TEL 045-671-3940
	教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課長	宮田 純一	TEL 045-671-3236
	総務局危機管理室危機管理部防災企画課長	小澤 美奈子	TEL 045-671-2019

台風被害を踏まえた「国土強靱化地域計画」の推進に向けた支援の充実

内閣官房

- 1 「3 か年緊急対策」の最終年度における、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組に対する財政支援の充実
- 2 台風第 15 号等の被害からの復旧・改良に対する、国土強靱化の観点からの財政支援の充実
- 3 「3 か年緊急対策」の期間終了後における、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組に対する財政支援制度の創設

現状・課題

国

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月施行）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）を策定。これにより事前防災、減災、迅速な復旧復興に資する強靱な国土形成を推進。
- 北海道胆振東部地震や西日本豪雨などの大規模災害が相次いだことを踏まえ、平成 30 年度からの「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月閣議決定）により、重要インフラの整備等を中心とした財政措置など、「国土強靱化地域計画」の推進を支援。

横浜市

- 今年 3 月に「横浜市強靱化地域計画」を策定し、強靱な都市づくりを推進。
- 今年 9 月の台風第 15 号では、記録的な暴風・波浪・大雨等により、臨海部での護岸・道路等の損壊のほか、約 6 万軒の停電や、住宅被害・がけ崩れ・冠水などが発生。また、10 月の台風第 19 号でも、記録的な暴風・大雨等により、住宅・道路等が被害を受けるなど、甚大な被害をもたらす過去最大クラスの災害が頻発している。



台風第 15 号等を踏まえて、強靱な都市づくりをより加速していくことが必要

- 台風第 15 号など、激甚化・頻発化する災害からの被害を最小化できるよう、都市基盤施設の防災対策をはじめ、「3 か年緊急対策」に基づく財政支援が確実に行われることが必要。
- 台風第 15 号等による被害からの復旧にあたっては、港湾施設等の改良・強化、道路の無電柱化など、国土強靱化の視点を踏まえた対策を行い、強靱な都市づくりを加速させることが必要。

強靱な都市づくりを着実に推進していくため、国の支援の継続・拡充が必要

- 強靱な都市づくりに向けては、継続的な事業推進が必要なため、「3 か年緊急対策」期間終了後も、同水準の財政支援の継続が必要。
- 老朽化対策等の中長期的なハード整備や、災害情報の発信手段の充実等のソフト対策に幅広く取り組み、地域課題に柔軟かつ総合的に対応していくための支援が必要。

提案・要望内容

- 1 地方自治体における国土強靱化の取組を一層推進し、激甚化・頻発化する災害からの被害を最小化できるよう、「3 か年緊急対策」の最終年度である令和 2 年度において、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組に対する財政支援の充実を図ること。
- 2 台風第 15 号等による被害からの復旧について、原状復旧に対する支援にとどまらず、復旧にあわせて行う改良への支援の充実など、国土強靱化の観点から財政支援の充実を図ること。
- 3 中長期的なハード整備やソフト対策を幅広く行えるよう、「3 か年緊急対策」の期間終了後において、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組を府省横断的に推進するための財政支援制度を創設すること。

参考 台風第 15 号・第 19 号での被災等の状況



護岸（パラペット）倒壊（金沢区福浦）



道路の大規模損傷（南本牧はま道路）



道路浸水後の状況（金沢区）



法面の崩壊（金沢区）



公園内樹木の倒木（南区）



鶴見川多目的遊水地での洪水調整（港北区）

国際競争力・防災力強化に向けた 高速道路、国道及び幹線道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保
- 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の事業推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 本線の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
 - (3) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (4) 本線へのアクセス道路の事業費確保
- 3 横浜北線馬場出入口の早期完成とアクセス道路の事業費確保
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進
- 5 国道及び市内幹線道路の整備推進と事業費の確保
 - (1) 直轄国道の整備推進及び補助国道の整備に係る事業費の確保
 - (2) 幹線道路ネットワークの形成に係る事業費の確保
- 6 防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金を含む道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 都心に流入する自動車交通の減少を通じた物流システムの構築及び災害発生時の迂回路機能のため、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減しており、事業の進捗へ影響。

横浜市

- 首都圏及び横浜市の国際競争力、防災力強化のため、圏央道や横浜環状道路をはじめとした高速道路に加え、市内の国道や幹線道路の早期整備を進めている。
- 一般国道1号保土ヶ谷橋工区では33,000台/日、同不動坂工区では26,000台/日もの交通量があり、横浜市の主要な渋滞箇所となっている。
- 国道や真に必要な幹線道路ネットワークの整備を進めているが、現状の予算配分では完成までに非常に長い期間を要する。



圏央道及び横浜環状道路の整備推進と事業費の確保が必要

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であるため、圏央道の機能を十分に発揮できず、経済の好循環をもたらす整備効果の阻害要因となっている。

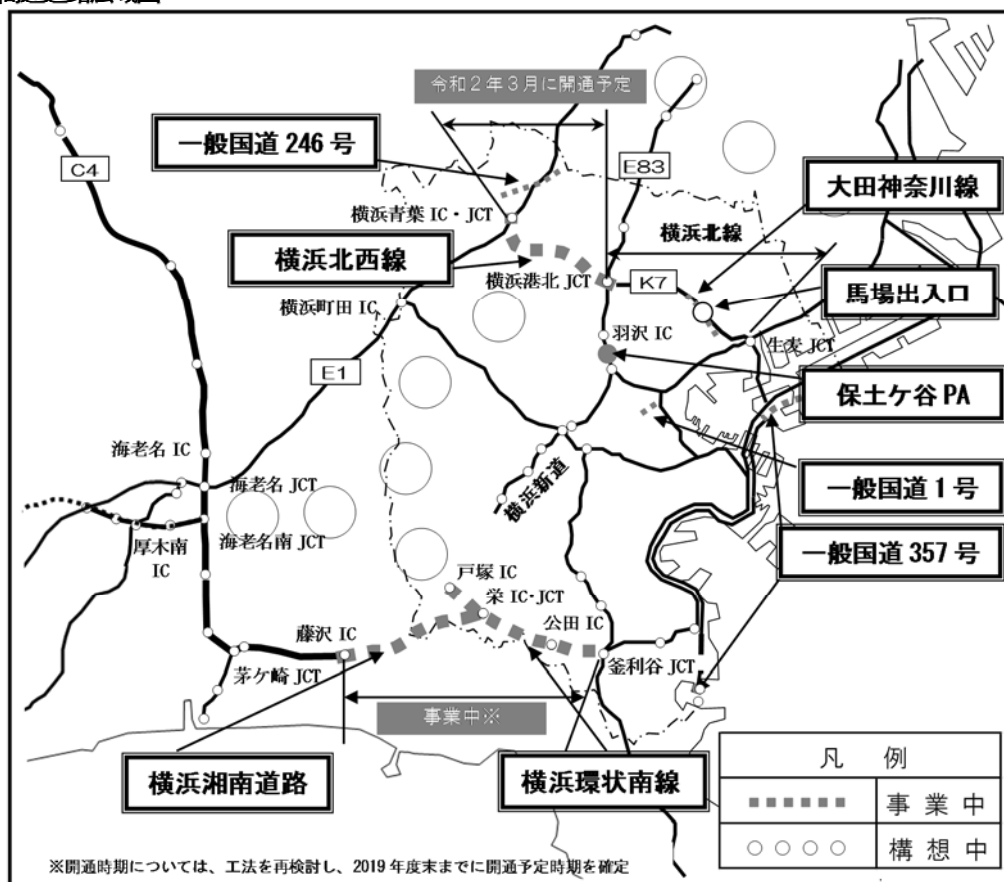
中長期的な見通しの下で計画的に取組を進める事業に対する積極的な投資が必要

- 骨格となる市内幹線道路網の整備に向けた計画的かつ集中的な投資が必要。

提案・要望内容

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保
- 2 (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通予定時期を示すとともに着実な整備推進
 (2) 国の事業評価監視委員会で決定された事業費増加分における有料道路事業での対応
 (3) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 (4) 本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保
- 3 横浜北線の整備効果を最大限発揮するための馬場出入口の早期完成、そのアクセス道路（大田神奈川線）の整備に係る事業費の着実な確保
- 4 一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進、「首都圏の新たな高速道路料金」に対する激変緩和措置の長期継続
- 5 (1) 直轄国道である一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号の着実な整備、補助国道である一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区に係る事業費の確保
 (2) 横浜市の骨格となる体系的な幹線道路ネットワークの形成に係る事業費の確保
- 6 防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金を含む、道路関係予算の更なる拡大

参考 横浜市高速道路広域図



提案の担当 / 道路局横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課長 谷津 毅 TEL 045-671-2734
 道路局横浜環状道路調整課長 岡 靖之 TEL 045-671-3985
 道路局計画調整部事業推進課長 桐山 大介 TEL 045-671-2937

道路・河川における防災・安全対策及び 連続立体交差事業関連の推進

国土交通省

1 道路・河川における防災・安全対策の推進

- (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保と低コスト手法の普及・実用化
- (2) 道路施設の老朽化対策推進に向けた予算の確保
- (3) 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大
- (4) 道路・河川の3か年緊急対策の所要額確保と拡充・継続

2 連続立体交差事業関連の推進

- (1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保
- (2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の高架化に併せた計画的かつ集中的な関連道路整備費の確保

現状・課題

国

- 無電柱化の推進に関する法律（平成28年施行）に基づき、無電柱化推進計画を策定。「人中心・安全」で地域を豊かにする道路空間に向けて、無電柱化等を推進。
- 国民の命と暮らしを守る取組として、予防保全による老朽化対策への転換を推進。
- 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえた治水対策を推進。
- 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施。
- 踏切道改良促進法（平成28年改正）において、改良すべき踏切の指定とともに、踏切周辺対策等の関連事業を位置付け、期限を設けて計画的に対策を推進。

横浜市

- 「横浜市無電柱化推進計画」（平成30年12月）を策定したが、現在の整備手法ではコストが高く、事業の進捗に影響を及ぼしている。
- 橋りょうの1巡目点検の結果、早期措置が必要と診断した中で修繕に着手した割合は24%（地方自治体の全国平均は20%）にとどまっている。
- 令和元年9月の大雨では、未改修河川で浸水被害（床上・床下浸水、緊急輸送道路の冠水）が発生しており、早急な対策が必要。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」（平成28年3月）にて、鶴ヶ峰駅付近を次期連続立体交差事業区間として選定し、国の着工準備採択を取得（平成30年3月）。令和4年度までの事業化に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続きを早急に進めている。
- 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の全線高架化（平成30年11月）が完了。高架化によるストック効果を最大限発揮させるため、関連道路整備を計画的に進めている。

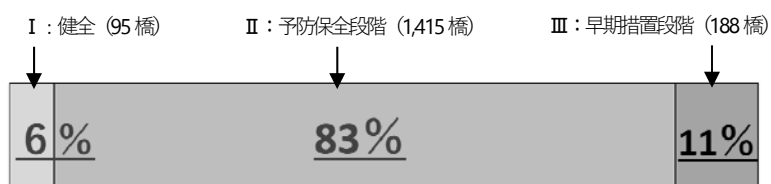
防災・安全対策や連続立体交差事業の着実な推進に向けて、事業費の確保や新たな推進方策が必要

- 無電柱化は、低コストで実施できる新たな整備手法を実用レベルまで高める必要がある。
- 橋りょう等に対する予防保全が着実に実施できるよう、継続的な予算の確保が必要。
- 未改修河川への対策を着実に推進するため、制度の拡充及び予算の拡大が必要。
- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的かつ集中的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 (1) 無電柱化推進計画の着実な実施に向けた継続的な財源確保、低コスト手法の普及・実用化
- (2) 道路施設の適切な維持管理と老朽化対策に向けた継続的な予算の確保
- (3) 河川の氾濫防止対策の推進に向けた河川改修に対する交付金の重点配分対象化及び個別補助事業化による予算の拡大
- (4) 道路・河川における3か年緊急対策（臨時・特別の措置）の所要額確保及び期間後の拡充・継続
- 2 (1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の早期事業化に必要な着工準備費の確保
- (2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の全線高架化に併せた星川停車場線等の関連道路整備において、交付金の重点配分対象化又は個別補助制度の創設

参考1 横浜市内橋りょうの点検結果（判定区分）（H26～H30 点検対象：1,698 橋）



欠損した見晴橋（架け替え済）

参考2 河川改修の進捗状況（護岸整備率）と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・ 帷子川 (69.5%)：床上・床下浸水 31 戸（平成 25 年 4 月 6 日大雨）
床上・床下浸水 18 戸（平成 26 年台風第 18 号）
- ・ 今井川 (68.5%)：床上・床下浸水 114 戸（平成 16 年台風第 22 号）

準用河川改修事業

- ・ 日野川 (39.7%)：床上・床下浸水 45 戸（令和元年 9 月 3 日大雨）



H26 台風第 18 号で溢水する帷子川（学校橋）

参考3 横浜市における連続立体交差事業の概要

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業

- 【検討区間】 二俣川駅～西谷駅 約 2.9km
- 【踏切除去数】 10 か所（うち開かずの踏切 5 か所）



相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

- 【実施区間】 星川駅～天王町駅 約 1.9km
- 【踏切除去数】 9 か所（全て開かずの踏切）



提案の担当 / 道路局計画調整部企画課長
道路局建設部橋梁課長
道路局河川部河川事業課長
道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746
本橋 康武 TEL 045-671-2752
秋本 圭一 TEL 045-671-3981
栗本 高史 TEL 045-671-2757

横浜港の台風被害からの早期復旧と安全・安心な港づくり

国土交通省

- 1 台風第 15 号・19 号により被災した施設の早期復旧への支援
- 2 過去最大クラスの記録的な暴風・波浪等による被害を踏まえた施設改良への支援
- 3 津波・高潮対策としての海岸保全施設整備及び大さん橋国際客船ターミナル電源浸水対策への支援

現状・課題

国

- 台風第 15 号・19 号による災害発生後、速やかに市・国合同の調査チームを派遣し、被災状況の確認・分析を進めたほか、南本牧はま道路や金沢区福浦・幸浦地区の護岸等の早期復旧を図るため、「横浜港南本牧はま道路復旧工法技術検討委員会」及び「東京湾における高波対策検討委員会」を設置。
- 国民の安全・安心を確保するため、防災・減災対策、国土の強靱化の取組を推進。

横浜市

- 台風第 15 号・19 号による過去最大クラスの記録的な暴風・波浪等により、多くの港湾施設（道路、護岸、海釣り施設等）が被災。
- 被災後、速やかに必要な応急復旧を行い、小規模で緊急性の高い箇所は本復旧に着手。被災した護岸の復旧工法等を検討するため、国と並行して「横浜港護岸復旧工法検討会」を設置。
- 津波・高潮対策として、平成 30 年から大黒ふ頭の海岸保全施設を整備。



台風第 15 号・19 号で被災した施設の早期復旧や改良のため、国による支援が必要

- 被災施設の速やかな復旧、今回の記録的な暴風・波浪等を踏まえた施設改良のための、技術的・財政的な支援が必要。
- 国際貿易港としての機能を維持するため、被災した港湾事業者の事業継続への支援が必要。

災害に備え、海岸保全施設の整備や電源浸水対策などの施設整備を着実に進めていくことが必要

- 激甚化する気象災害や切迫する巨大地震に備え、施設整備を着実に推進していくことが必要。

提案・要望内容

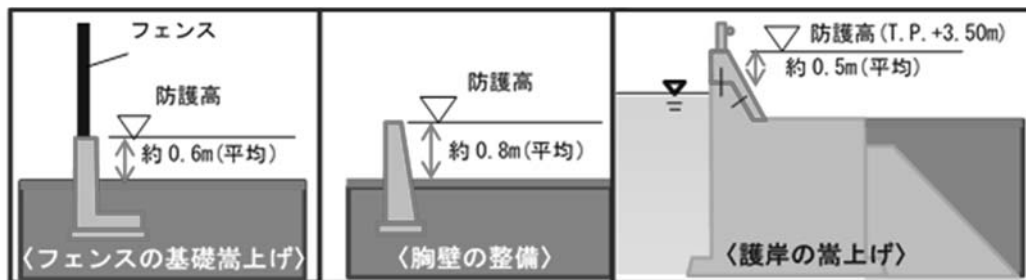
- 1 南本牧はま道路の直轄事業による早期復旧を図るとともに、岸壁や護岸など被災施設の復旧に対する技術・財政両面からの強力な支援
- 2 今回の記録的な暴風・波浪等を踏まえ、護岸などの施設改良に対する技術・財政両面からの強力な支援
- 3 津波・高潮から市街地を守る海岸保全施設整備に対する十分な事業費確保や、大さん橋国際客船ターミナルの電源浸水対策に対する支援

参考1 台風第15号・19号による被災状況

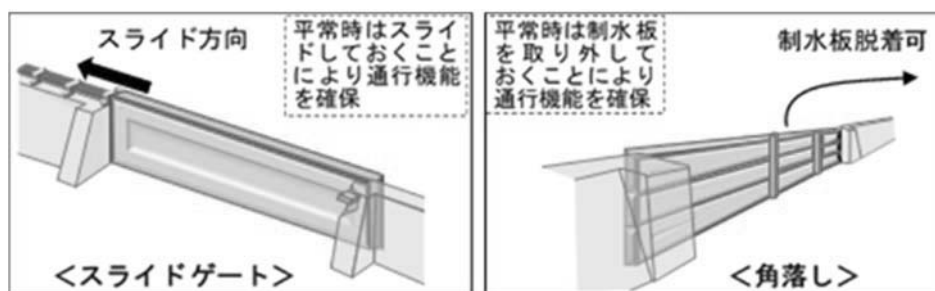


参考2 海岸保全施設の整備イメージ

海岸保全施設の整備イメージ（胸壁）



海岸保全施設の整備イメージ（陸閘）



提案の担当 / 港湾局政策調整部政策調整課担当課長
港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局建設保全部保全部管理課長

御調 知伸 TEL 045-671-2702
成田 公誠 TEL 045-671-2877
氏家 治 TEL 045-671-7220

横浜港の物流機能強化

国土交通省、総務省、財務省

- 1 新本牧ふ頭整備や本牧ふ頭再編整備の推進
- 2 本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクス拠点形成に向けた基盤整備などへの支援
- 3 大型船の寄港促進のためのとん税・特別とん税の見直し
- 4 ICT 活用などによる生産性向上や就労環境改善への支援
- 5 LNG バンカリング拠点形成への支援

現状・課題

世界

- 海運アライアンス再編、輸送効率向上のためコンテナ船の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を推進。



大水深・高規格コンテナターミナルやロジスティクス拠点などの施設整備が必要

- コンテナ船の大型化等に対応するため、大水深で高規格なコンテナターミナルの整備が必要。
- 物流機能を強化するため、高機能な物流施設が集積するロジスティクス拠点の形成が必要。

とん税・特別とん税の見直しや ICT 活用などによる港湾コスト縮減が必要

- 国内外からの集貨を図るため、とん税・特別とん税制度の見直しや生産性向上による港湾コスト縮減が必要。

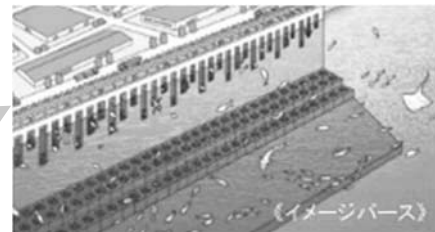
港湾就労者の就労環境改善による人材確保の取組や環境問題等への対応が必要

- 少子高齢化に伴う労働力人口の減少が懸念される中、人材確保のための就労環境改善が必要。
- 船舶からの排出ガス規制が強化される 2020 年から、横浜港が LNG バンカリング拠点として始動することが必要。

提案・要望内容

- 1 国直轄事業による新本牧ふ頭の整備や BC 岸壁の延長、既存施設の除却による荷さばき地整備など本牧ふ頭の再編整備の推進
- 2 本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクス拠点形成に向けた基盤施設の整備や高度な物流施設の民間整備への支援
- 3 船舶が大型化するほど負担が大きくなるとん税・特別とん税の制度の見直し
- 4 ICT 等を活用した荷役・輸送作業効率化による生産性向上や通勤バス路線網、トイレ・厚生施設等の機能充実への支援
- 5 LNG バンカリング船に対する固定資産税の特例措置や LNG 燃料の需要創出に向けた取組推進

参考 本牧ふ頭再編計画概念図



【生物共生型護岸】
 海の生物が生息しやすいよう、構造を工夫した護岸（階段状のスリットなどによる多様な水深帯の形成等）

提案の担当	／	港湾局港湾物流部物流企画課長	斎藤 慎太郎	TEL 045-671-2714
		港湾局港湾物流部物流運営課長	中村 一己	TEL 045-671-2919
		港湾局港湾物流部物流運営課担当課長	永田 実	TEL 045-671-2873
		港湾局政策調整部政策調整課長	成田 公誠	TEL 045-671-2877
		港湾局政策調整部政策調整課担当課長	瀬下 英朗	TEL 045-671-7373

ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出

国土交通省、法務省、財務省、厚生労働省

- 1 超大型客船の受入拡大のため大黒ふ頭岸壁・上屋改良等への支援
- 2 円滑なクルーズ旅客受入のため入国審査、税関、検疫（CIQ）の体制強化
- 3 クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大に繋がる赤レンガ倉庫への支援
- 4 山下ふ頭再開発に伴う臨港幹線道路の早期整備

現状・課題

国

- 世界のクルーズ人口の急速な増加を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月策定）において「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標を設定。

横浜市

- 2019年の横浜港の客船寄港数は過去最高の約190回が見込まれ、2020年には約260回の予約が入っており、横浜ベイブリッジを通過できない超大型客船の寄港も昨年から倍増となる約20回が見込まれ、さらに2020年には約80回の予約が入っている。
- 日本を代表するクルーズ発着港である横浜港は、ラグジュアリーからカジュアルまで様々なタイプの客船の受入に対応できるワールドクラスのクルーズポートとして、超大型客船を含むクルーズ客船7隻同時着岸を目指している。



増加するクルーズ需要に対応していくため、更なる受入機能の強化が必要

- 超大型船が2隻同時に着岸できる岸壁の整備とともに、円滑な出入国を可能とするための受入施設の整備や入国審査等の体制強化が必要。

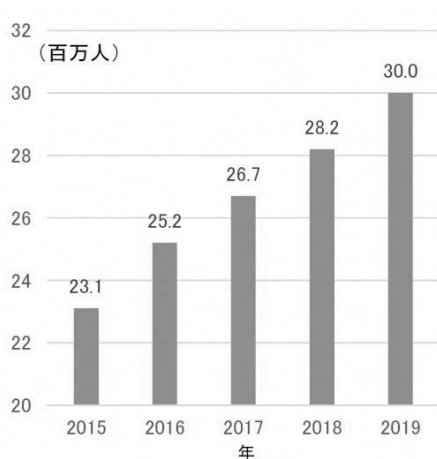
旅客の満足度向上と地域経済の活性化を図るため、回遊性に優れた魅力的なまちづくりが必要

- 旅客の満足度向上による更なるクルーズ需要の創出やクルーズ船の寄港を市内経済の活性化につなげていくため、港周辺の魅力的なまちづくりが必要。

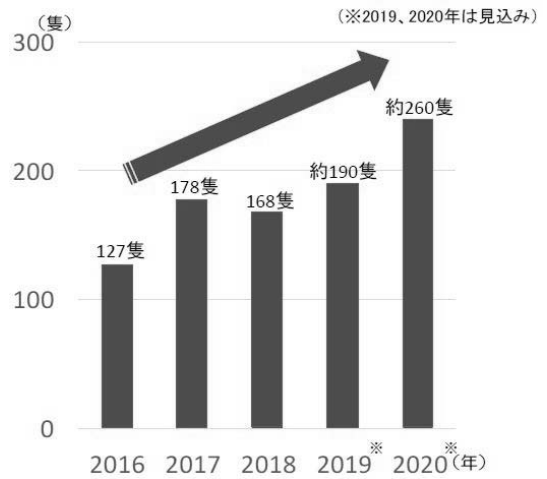
提案・要望内容

- 1 大黒ふ頭における P3 岸壁の早期供用に向けた整備や既存岸壁の改良及び既存上屋を活用した客船受入施設整備への支援
- 2 複数のターミナルで同時に多くのクルーズ旅客を円滑に受入できるよう、人材確保や必要機材導入など一層のCIQ体制の強化
- 3 みなと景観の中核を担い、賑わいの拠点として魅力的なまちづくりに欠かせない「赤レンガ倉庫」の大規模改修（外壁補修等）への支援
- 4 再開発が予定されている山下ふ頭と周辺等とのアクセス機能を強化するため、国直轄事業による臨港幹線道路（新港～山下～本牧）の早期整備

参考1 世界のクルーズ船乗降客数及び横浜港の客船寄港数の推移



世界のクルーズ船乗降客数の推移
(クルーズライン国際協会 調べ)



横浜港の客船寄港数の推移

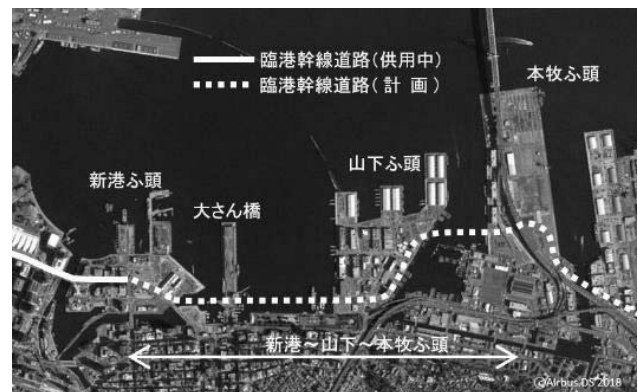
参考2 大黒ふ頭 P3・P4、T6～8 岸壁整備、T4 上屋改良計画図



参考3 赤レンガ倉庫周辺の賑わい及び臨港幹線道路計画図



大さん橋ふ頭に着岸中の客船と赤レンガ倉庫周辺の賑わい



臨港幹線道路計画図 (新港～山下～本牧間)

提案の担当	港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長	蝦名 隆元	TEL 045-671-2885
	港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長	帰山 誠人	TEL 045-671-7237
	港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課担当課長	荻原 浩二	TEL 045-671-3870
	港湾局港湾物流部物流企画課長	斎藤 慎太郎	TEL 045-671-2714
	港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長	本城 泰之	TEL 045-671-7312
	港湾局政策調整部政策調整課長	成田 公誠	TEL 045-671-2877

提案・要望項目 府省別一覧

内閣官房

9 台風被害を踏まえた「国土強靱化地域計画」の推進に向けた支援の充実 p17

内閣府

3 官民連携によるイノベーション都市・横浜の推進 p5

5 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p9

8 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援 p15

総務省

13 横浜港の物流機能強化 p25

法務省

3 官民連携によるイノベーション都市・横浜の推進 p5

14 ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出 p27

財務省

5 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p9

6 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p11

13 横浜港の物流機能強化 p25

14 ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出 p27

文部科学省

1 文化芸術立国の先導的役割を担う新たな劇場の実現 p1

2 都市の持続的な発展に資する美術館・音楽堂等の機能強化 p3

8 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援 p15

厚生労働省

7 総合的な依存症対策の充実に向けた支援 p13

14 ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出 p27

農林水産省

4 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p7

5 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p9

8 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援 p15

経済産業省

3 官民連携によるイノベーション都市・横浜の推進 p5

8 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援 p15

国土交通省

1 文化芸術立国の先導的役割を担う新たな劇場の実現 p1

4 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p7

5 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p9

8 台風被害からの早期の復旧・復興に向けた支援 p15

10 国際競争力・防災力強化に向けた高速道路、国道及び幹線道路の整備推進 p19

11 道路・河川における防災・安全対策及び連続立体交差事業関連の推進 p21

12 横浜港の台風被害からの早期復旧と安全・安心な港づくり p23

13 横浜港の物流機能強化 p25

14 ワールドクラスのクルーズポート実現と港の賑わい創出 p27

防衛省

5 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p9

6 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p11

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>